
西成地域 日雇労働者の

就 労 と 福 祉のために

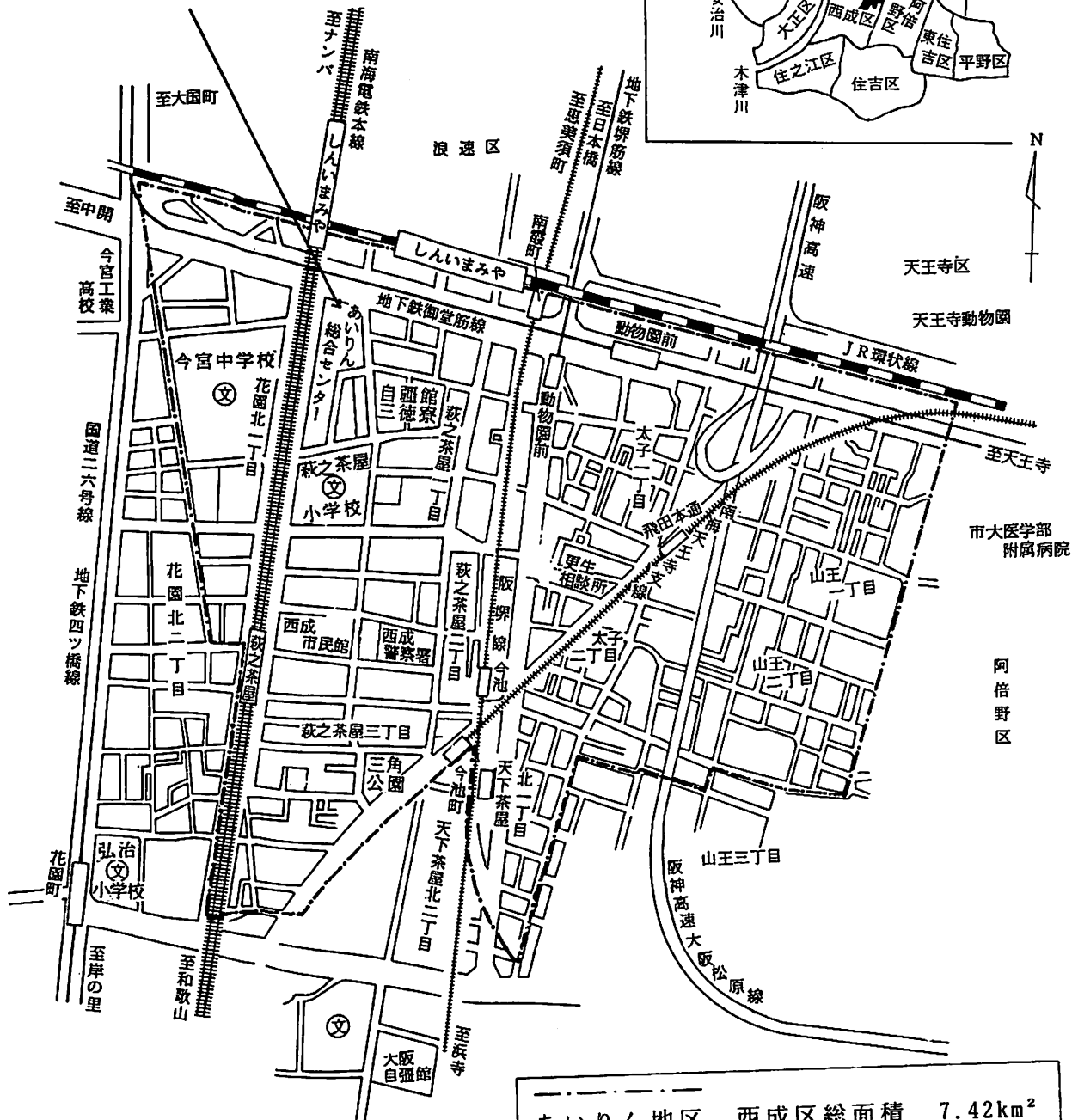
第30号

1991(平3)年度
事業の報告

財団法人 西成労働福祉センター

あいりん地区周辺要図

西成労働福祉センター
あいりん労働公共職業安定所
大阪社会医療センター
勤労者福祉協会管理室



あいらん地区 西成区総面積 7.42km²
あいらん地区 0.62km²
(西成区総面積の8.4%)

発 刊 に あ た っ て

財団法人西成労働福祉センターは、1961（昭和36）年8月1日に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機に、官民一体となって、あいりん地区労働者の雇用の安定・福祉の向上と生活の安定を図るべく、翌年10月1日に設立されたもので、今年は30年の節目を迎えることになりました。

この間、大阪府をはじめ関係行政機関、地域の諸団体各位の御援助と御協力を得て、当センターに課せられた目的を微力ながら果たして参ることができ、年報発刊の機会をかりまして、厚く御礼申し上げます。

この年報は、当センターが1991（平成3）年度に実施した諸事業の概要を取りまとめたものでありますが、御一読いただき、あいりん地区労働者の就労状況などその生活実情と、当センター事業の実態・意義について御理解していただければ幸でございます。

あいりん地区労働者の多くが就労する建設業は、重層的下請制度であり、その労働力を中小・零細企業である下請に依存しており、また建設労働者の多くが臨時・日雇といった不安定な形で雇用されております。

この建設業の特異性があいりん地区労働者を取り巻く労働と生活に複雑多岐にわたる諸問題の要因となっております。

また、就労先が大阪府下のみならず近畿・北陸・東海以遠にも及んでいる現状を考えましても、建設労働者雇用改善法等の労働法を遵守することにより、近代的労働市場の育成と、きめ細かな労働福祉の推進に一層努力する必要があると痛感いたします。

1991（平成3）年度の雇用情勢は、バブル経済崩壊以後急速に悪化し、1981年以来の大幅な求人の減少となりました。このため、特に高年齢労働者等は極めて厳しい生活状況を強いられており、建設業は言うに及ばず運輸業・製造業・サービス業等多方面での雇用確保が緊急の課題となっております。

このような状況下におきましてあいりん地区労働者に対する関係諸機関の一層の御支援を切望致しますとともに、特に産業界各位の御理解を強くお願い申し上げる次第であります。

最後に、当センターに対しまして今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

1992（平成4）年8月

財団法人 西成労働福祉センター

理事長 伏 見 康 介

目 次

I センター設立主旨・組織	1
1. 寄 附 行 為（抜粋）	1
2. 役 員 名 簿	2
3. 組 織 図	3
4. 1991（平3）年度の概況	4
II 職 業 紹 介 事 業	5
1. 職 業 紹 介	5
(1) 日雇（現金）の求人・紹介状況	5
(2) 期間雇用、一般雇用の求人・紹介状況	17
(3) 窓口紹介の概況	24
2. 就 労 の 正 常 化	27
(1) 求人事業所の登録	27
(2) 就労正常化促進特別指導	30
(3) 無届求人指導	30
(4) 一般事業所指導	33
(5) 事 業 所 訪 問	33
(6) 求 人 開 拓	33
(7) 事 業 主 懇 談 会	33
(8) 求 人 事 業 所	34
3. 労 働 相 談	36
(1) 労働相談取扱・処理状況	36
(2) 関係事業所分布と就労現場分布	37
(3) 労働基準監督署への申告	37

(4) 労働相談の内容	37
4. 宿舍アンケートの概要	48
 Ⅲ 労働者福祉事業	51
1. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業	51
(1) 労働災害に関する相談	51
(2) 休業補償給付の立替貸付	53
(3) 新規立替貸付者状況	54
2. 福利厚生	65
(1) 健康医療相談	65
(2) 一般生活相談・家庭身上相談等	66
(3) 広報活動	68
(4) 文化・娯楽	68
(5) 各種技能講習の紹介	69
(6) シャワー室の無料開放	69
(7) 日雇労働者福利厚生措置事業	69
(8) 雇用（失業）保険と健康保険 = 参考資料 =	69
(9) センターだより	74

I センター設立主旨・組織

1. 寄附行為（抜粋）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、財団法人西成労働福祉センターと称する。

（事務所の所在地）

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目 3 番 4 4 号に置く。

（目 的）

第 3 条 この法人は、職業の不安定な者が多数居住している特定の地域における労働者の職業の安定を図るとともに、これらの者の福祉の増進に努め、もって労働者の生活の向上に資することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業
- (2) 職業に関する相談及び指導
- (3) 労働者のための福利厚生事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 役 員 名 簿

1992（平成4）年5月26日現在

役 職 名	氏 名	所 属	所 在 地
理 事	伏 見 康 介	財団法人西成労働福祉センター	〒557 西成区萩の茶屋1-3-44
理 事	青 木 正	財団法人西成労働福祉センター	〒557 西成区萩の茶屋1-3-44
理 事	香 山 博	大阪市民生局長	〒530 北区中之島1-3-20
理 事	今 村 祐三郎	社団法人大阪建設業協会 専務理事	〒540 中央区北浜東1-30
理 事	河 本 末 吉	全日本港湾労働組合 関西地方本部地方執行委員長	〒552 港区築港1-12-27
理 事	東 嶋 俊 策	雇用促進事業団 大阪雇用促進センター所長	〒541 中央区南本町2-6 明治生命堺筋本町ビル11F
理 事	末 吉 喜久雄	大阪府労働部長	〒540 中央区大手前2
理 事	東 川 清 司	社団法人大阪府トラック協会 専務理事	〒536 城東区鳴野西2-11-2
理 事	市 田 太一郎	財団法人大阪労働協会理事長	〒540 中央区北浜東3-14 府立労働センター
理 事	本 田 精 一	社団法人大阪労働者福祉協議会 副会長	〒540 中央区北浜東3-14 府立労働センター
理 事	村 上 重 雄	社団法人大阪労働者福祉協議会 専務理事	〒540 中央区北浜東3-14 府立労働センター
理 事	山 岡 遇 治	社団法人大阪府建団連会長	〒540 中央区島町2-1-5
理 事	渡 瀬 浩	大阪商業大学教授	〒577 東大阪市御厨4-1
監 事	大 内 英 輔	雇用促進事業団 大阪雇用促進センター庶務課長	〒541 中央区南本町2-6 明治生命堺筋本町ビル11F
監 事	吉 田 博	大阪府労働部次長	〒540 中央区大手前2

3. 組 織 図 (1991年4月1日改正実施)

